

公 示 送 達 書

愛知県愛西市長 日 永 貴 章

次の書類を地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。
なお、送達すべき書類は愛西市役所収納課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

送達を受ける べき者 氏名（名称）	送達すべき書類の名称
ウンテヴェロスアリオラ ロルナ	地方税法により送達すべき書類
坂元 宏光	地方税法により送達すべき書類
ISHIKURA SHIELA MAE MATA	地方税法により送達すべき書類

（注意）
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき（令和8年9月2日）に、書類の送達があったものとみなされます。